

工事契約の基準変更について

日野市
総務課 契約係
令和8年2月

目次

はじめに	P.3
1. 現場技術者(営業所専任技術者)の専任義務の合理化	P.4
2. 現場代理人の常駐義務の緩和	P.4
3. 入札参加資格の変更(5,000万円制限基準撤廃)	P.5
4. 入札条件の変更(同日案件制限基準変更)	P.6
5. 総合評価方式の改定	P.7
6. 週休2日制導入	P.11
7. 前払金及び中間前払金の最高限度額撤廃	P.11

はじめに

見直しの経緯

近年、日野市が発注する工事案件において、契約不調や入札中止の増加、1者入札が多いこと等が課題となっている。

この課題の解消に向け、市では令和6年度より契約制度見直しの検討を始め、検討にあたり、事業者の入札参加状況の把握および意見の聴取のため工事事業者向けのアンケートや意見交換会を実施。

アンケート結果や意見交換会での意見を反映し、建設業を取り巻く環境の変化に対応するための見直しを実施する。

アンケート・意見交換会の実施

- ・令和6年9月～10月 工事事業者向けのアンケートを実施
- ・令和7年7月 工事事業者との意見交換会を実施

建設業の法改正

建設業を取り巻く状況が変化中、令和6年には建設業が社会資本の整備・管理の担い手かつ「地域の守り手」としての重要な役割を将来にわたって果たし続けられるよう、労働者の処遇改善や適正な価格転嫁、働き手改革、生産性向上等を目指す法改正(建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律)が行われた。

【市の発注工事を受注しやすい形へ】

品質の確保だけでなく、手続きの簡素化、入札制限の緩和を目的とした契約制度に変更。(R8.4.1～)



主な対応項目

- 技術者不足への対応
監理技術者等の配置・兼任に関する事項の作成・周知
- 入札方法の見直し等による入札参加の促進
総合評価方式の改訂、入札参加資格要件の見直し
前払金及び中間前払金の最高限度額撤廃 など
- 労働者の処遇改善
週休2日制の導入

1. 現場技術者(営業所専任技術者)の専任義務の合理化

2. 現場代理人の常駐義務の緩和

- 改正建設業法(令和6年12月13日施行)にて**専任現場**の監理技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できるようになった。(専任現場:建設業法第26条第3項)
- 改正に伴い、運用方法を明文化し、制度の周知等を図り、技術者不足を原因とする不調の解消を目指す。

【ルールの整備①】

- ・主任技術者等配置・兼任の共通事項の策定

【兼務の要件】

- ・請負金額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満
- ・監理技術者等との連絡等必要な措置を講ずる者の配置
- ・人員の配置を示す計画書の作成、保存等
- ・現場状況を確認するための情報通信機器の設置 など

【ルールの整備②】

- ・現場代理人の兼任及び常駐義務緩和の取扱要領の策定

【兼務の要件】

- ・兼務できる工事は日野市内に限る
- ・兼務できる件数は2件まで
- ・いずれも4,500万円(建築は9,000万円)未満であること
- ・営業所の専任の技術者でないこと など

3 .入札参加資格の変更(5,000万円制限基準撤廃)

○「発注工事と同種の工事の既契約金額が**5,000万円以上ある場合**はその入札に参加できない」という基準を撤廃し、請け負う力がある事業者が入札に参加できるようにすることで、中止・不調の解消を目指す。

5,000万円制限基準撤廃に伴う変更点

告示文の入札参加資格への当該ルールの記載を削除

(告示文より抜粋)

(6)本工事と同種の工事において、日野市における契約金額の総額がすでに5,000万円以上である場合は入札に参加できないこと。ただし、進捗率30%以上経過している工事の既契約金額は総額に含めないものとします。また、指名競争入札及び随意契約による工事の契約金額についても総額に含めないものとします。

メリット

- ①入札の中止・不調の減少
- ②入札参加申請時の提出書類削減

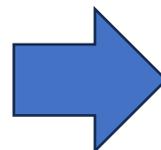
4 .入札条件の変更(同日案件制限基準変更)

○複数の案件を同日に発注する場合に、「**同じ業種・同じスケジュールの案件は1件までしか落札できない**」という基準の適用対象金額を変更し、請け負う力がある事業者が複数落札できるようにすることで、中止・不調の解消を目指す。

同日案件の定義【現在】

1. 案件公表日が同一であること。
2. 開札日もしくは結果公表日が同一であること。
3. 業種が同一であること。

上記3つをすべて満たす場合、1件を落札した時点で他の案件の入札には参加できないものとする。
対象は1,000万円以上の制限付一般競争入札。



【見直し後】

1. 各案件の予定価格が6,000万円(税込)以上であること。
2. 案件公表日が同一であること。
3. 開札日もしくは結果公表日が同一であること。
4. 業種が同一であること。

上記4つをすべて満たす場合、1件を落札した時点で他の案件の入札には参加できないものとする。

同日案件であったことによる不調の発生

再度入札を執行する事務負担・入札申請の負担増

5 . 総合評価方式の改定（概要）

- 対象となる金額の基準が過去から見直されておらず、物価や労務費の上昇に伴い対象となる案件の**件数が増加**しているため、基準を変更する。
- 価格以外の面が大きく影響する入札方式のため、日野市において請負実績のない新規の事業者や小規模事業者の落札が困難であり、入札参加事業者の減少が著しいため、**価格競争による入札案件を増やす**。
- これまでは、市内事業者のみが対象となる入札で適用してきたが、市内事業者だけでは競争が成り立たないと見込まれる案件の発注の際には、**市外事業者も参加可能にする**。
- 評価項目を見直すことで、**適正な評価を実現し、添付書類提出の負担削減、事務の効率化を図る**。

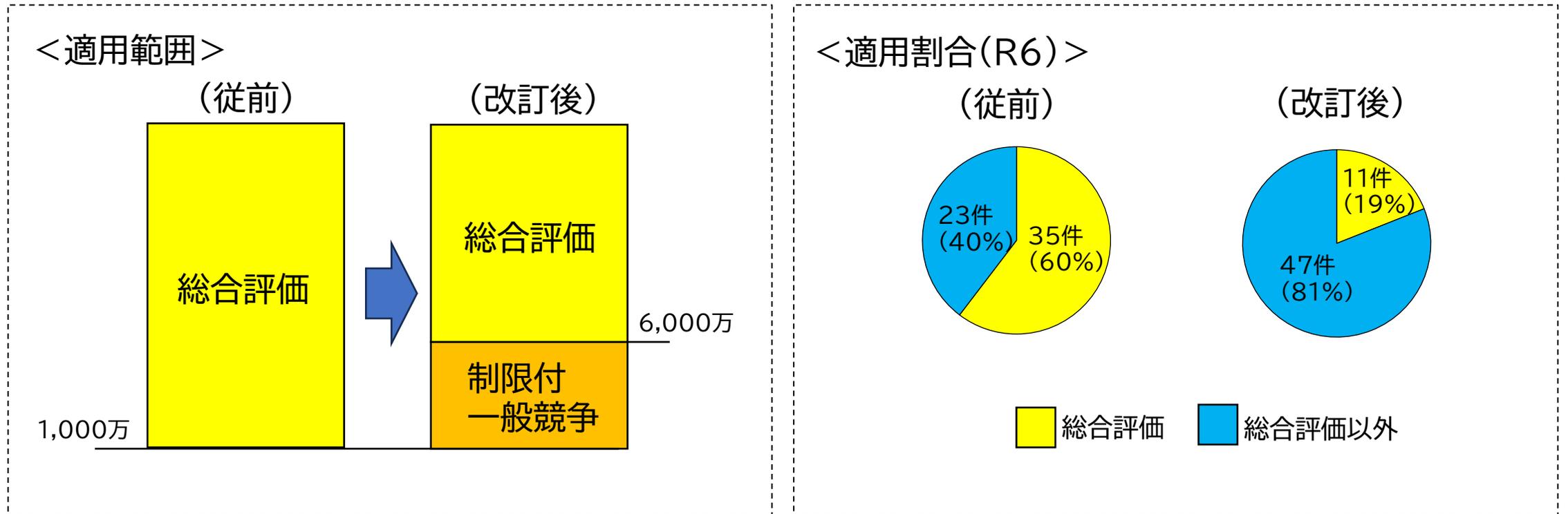
改訂の内容

- ①**適用範囲**の変更
- ②**市外事業者も対象**とする評価項目に変更
- ③**評価項目**の変更

5. 総合評価方式の改定 (詳細①)

①適用範囲の変更

対象となる案件を**1千万円以上**の工事 から **6千万円以上**の工事に変更



総合評価方式の適用範囲変更に伴い、制限付一般競争入札(価格競争)案件の増加

→実績のない新規事業者、小規模事業者の**受注機会拡大、競争性増**

※なお、**価格競争については最低制限価格を原則非公表**とする。

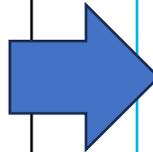
5 . 総合評価方式の改定 (詳細②)

②市外事業者も対象とする評価項目に変更

○市内事業者に有利になるような評価項目の実現が必要であるが、
市外事業者の参入の促進のためにも市内業者が有利になりすぎない加点項目である必要がある。

現行の評価項目

- ①優良請負者表彰
市の優良請負者表彰の実績あり(2点)
- ②市内下請け企業の活用
自社施工及び市内企業への下請け金額が60%以上(2点)
- ③日野市災害対策協力会の活動
過去3年間で2回以上(1点)
- ④「ふだん着でCO2をへらそう」宣言書の提出
提出あり(1点)



変更後

- ①優良請負者表彰
市の優良請負者表彰の実績あり(2点)
官公庁の表彰実績あり(1点)
- ②所在地等
市内に本店(2点)、支店(1点)、
市外業者で市内下請額が予定価格の20%以上(0.5点)
- ③災害協定の有無
災害協定の締結あり(1点)
- ④環境配慮
環境マネジメントシステム(ISO14001、ISO26000)の
取得又は日野市SDGs推進事業者登録をしている者

一般的な項目への変更や
提出書類の削減による入札参加意欲向上を図る

5 . 総合評価方式の改定 (詳細③)

③評価項目の見直し

- 日野市独自の項目が多いため、他市や東京都との一貫性を確保し、入札参加のしやすさの向上を図る。
- 提出書類の簡素化を行い、事業者負担の削減を図る。

現行の評価項目

①同種同規模(2点)

建築工事で延床面積が〇〇㎡以上等

提出: 契約書の写しなど、工事内容が分かる書類

②労務単価(都設計労務単価の80%以上)(3点)

提出: 工事ごと予定される技術者一覧とその単価資料

③市内下請活用(2点)

提出: 下請業者(予定)とその発注金額に関する資料

④ボランティア活動(1点)

提出: 写真付き資料

コリンズで確認できる項目を増やし、提出書類を削減

変更後

①同種同規模(3点)

予定価格に対する過去の契約実績額で評価

提出: 請負実績(件名、金額)、発注業種が分かるもの

②労務単価→廃止

理由: 公契約条例拡大等を視野に

③市内下請活用(0.5点)→市外業者のみ適用に変更

提出: 下請業者(予定)とその発注金額に関する資料

④ボランティア活動→廃止

理由: 加点の曖昧さ、書類作成の負担軽減

⑤品質管理(ISO9001認証取得)(1点)※追加

⑥建設キャリアアップシステムへの登録(1点)※追加

6. 週休2日制導入

7. 前払金及び中間前払金の最高限度額撤廃

週休2日制について

- 令和7年度より週休2日制工事の試行実施を開始。
- 案件の中止や不調等により、令和7年度における週休2日制対象工事が減少。
- 令和8年度においても試行を続け、より多くの事業者の意見を踏まえ、令和9年度の本格導入を目指す。

令和7～8年度に週休2日制対象工事を受注した事業者に対し、工事ごとにアンケートを実施。
週休2日制における現場の課題や、発注者に求めること等確認し、本格導入を目指す。

前払金及び中間前払金について

- 令和8年4月から、前払金の最高限度額(1億円)、中間前払金の最高限度額(5,000万円)を撤廃し、業者の受注機会拡大を図る。

現在の規定では、最高限度額が1億円のため、10億円の工事を受注したとしても、前払金は1億円のみ。

業者の資金繰りの難しさからも小規模事業者の受注機会が確保されにくい。

最高限度額を撤廃することで、**前払金は契約金額の40%、中間前払金は20%**を確保し、円滑な施工を目指す。